

大分県報

令和四年
号外（三）
三月三十一日

（木曜日）

目次

告示

知事管理漁獲可能量の設定……………
大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………
公営住宅等の管理代行（二件）……………

○告示

大分県告示第百五十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和四管理年度における同項に規定する知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和四年三月三十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。）における法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）
法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県くろまぐろ（小型魚） 漁業区分	三・八トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 三・八トン
第二 くろまぐろ（大型魚）
法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県くろまぐろ（大型魚） 漁業区分	六・四トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 六・四トン
第三 するめいか
法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
大分県するめいか漁業区分	現行水準

大分県告示第百六十号

大分県公共工事請負契約約款（平成二十三年大分県告示第三百十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三十七条ただし書中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

○雑報

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、県営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和四年三月三十一日
大分県知事 広 瀬 勝 貞
公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第一項の規定により、次のとお

り県営住宅（準特定優良賃貸住宅を除く。）及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年三月三十一日

大分県住宅供給公社理事長 山 本 修 司

一 大分県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

大分県住宅供給公社

二 大分県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）別表

第一に規定する県営住宅及び共同施設

三 大分県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

1 大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第四条	入居者公募の方法に関する事務
第五条	公募の例外に関する事務
第八条第二項及び第三項	入居の申込み及び決定に関する事務
第九条	入居者の選考に関する事務
第十条	入居補欠者に関する事務
第十一条第一項から第五項まで	住宅入居の手續に関する事務
第十二条	同居の承認に関する事務
第十三条	入居の承継に関する事務
第二十七条	住宅の用途変更の制限に関する事務
第二十八条第一項及び第二項	住宅の増築等の制限に関する事務
第三十二条第一項及び第四項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第三十三条	住宅のあっせん等に関する事務
第三十四条	期間通算に関する事務
第三十五条第一項	収入状況の報告の請求等に関する事務
第三十六条	県営住宅の検査に関する事務
第四十一条第一項	県営住宅の明渡請求に関する事務
第四十二条第一項、第五項及び第六項	使用の申込み及び決定に関する事務
第六十二条第二項から第四項まで	駐車場の明渡請求に関する事務
第六十四条第一項	県営住宅監理員及び県営住宅管理人に関する事務
第六十六条第三項	

- 2 家賃及び駐車場使用料の収納に関する事務
- 3 県営住宅等の維持管理及び修繕に関する事務

四 大分県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

~~~~~

大分県住宅供給公社理事長山本修司から、津久見市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年三月三十一日

大分県住宅供給公社理事長 山 本 修 司

一 津久見市に代わって公営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

大分県住宅供給公社

二 津久見市に代わって管理を行う公営住宅等の名称

津久見市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成九年津久見市条例第二十号）別表に規定する公営住宅等

三 津久見市に代わって行う公営住宅等の管理の内容

1 法第三章の規定に基づく公営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

2 公営住宅等の維持修繕に関する業務その他1に付随する業務

四 津久見市に代わって公営住宅等の管理を行う期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで